

関連する主な国内法令（宇宙活動法）

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（通称：宇宙活動法）」の概要は以下の通り。

1 法律の目的

宇宙基本法の基本理念にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与すること。

2 法律の概要**（１）人工衛星等の打上げに係る許可制度**

- ・人工衛星等の打上げを許可制とし、飛行経路周辺の安全確保、宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施等について事前審査。
- ・ロケットの型式設計、打上げ施設の基準への適合性について事前認定制度を導入。

（２）人工衛星の管理に係る許可制度

- ・人工衛星の管理を許可制とし、①宇宙諸条約の的確かつ円滑な実施、②宇宙空間の有害な汚染等の防止、③再突入における着地点周辺の安全確保等について事前審査。

（３）第三者損害賠償制度

- ・人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に伴い地上等で発生した第三者損害を無過失責任とし、打上げ実施者については責任を集中する。
- ・打上げ実施者に第三者損害を賠償するための保険の締結等を義務づけ。
- ・上記の保険等でカバーできない損害について、政府が補償契約を締結できる制度を導入。

（参考）

弾道ロケット等、人工衛星の軌道投入を行わない打上げについては、本法律の対象外。